



憲法違反か否か／寡夫控除と寡婦控除の所得要件の差異

寡夫控除は令和2年の改正でひとり親控除に変わりましたが、今回は、改正前の寡夫控除について、「扶養親族のある寡婦」にはない所得要件を定めているのは、憲法違反であるとして争った事例を紹介します。（令和3年5月27日東京地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2424）

＜事案の概要＞

父子世帯の父親である原告は、自身が所得税法2条1項31号（令和2年改正前・本件規定）の「寡夫」に該当することを前提に、同法81条に定める寡夫控除を適用し、平成24年分ないし平成26年分の確定申告をしたところ、川崎北税務署長から、合計所得金額500万円以下という同条の所得要件を満たさないとし、各更正処分等を受けた。また、原告は、寡夫控除を適用せずに行った平成27年分ないし平成29年分について更正の請求をしたところ、更正すべき理由がない旨の各通知処分を受けた。

本件は、原告が、本件規定が所得税法2条1項30号イの寡婦（扶養親族のある寡婦）にはない所得要件を設けていることが性別による差別として憲法14条1項に違反しており、所得要件に係る部分は無効であるから、所得要件を満たさない原告にも寡夫控除を適用すべきであると主張して、本件各処分の取消しを求める事案です。

＜裁判所の判断＞

- 1 租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が上記目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、憲法14条1項の規定に違反するものということとはできない（最高裁昭和60年判決参照）。
- 2 寡婦等控除に係る規定の立法経緯等からすると、本件規定が寡夫について30号イの寡婦にはない所得要件を設けることとした目的は、母子世帯の母親と父子世帯の父親との租税負担能力の差異等に鑑みて、財源面での制約を考慮しつつ、寡婦にのみ認められていた所得控除を必要な範囲で寡夫にも及ぼすことにあったものと解されるから、その立法目的は正当なものである。
- 3 母子世帯の母親と父子世帯の父親の間には、近年の統計においても、平均年間収入には大きな差があり、また、母子世帯の母親の場合は4割以上が非正規雇用であるのに対して、父子世帯の父親の場合は非正規雇用の割合が1割に満たないなど、収入及び就業状況の点において顕著な差異がある。このように、総体としてみれば、父子世帯の父親は、母子世帯の母親と比べて、高い租税負担能力を有しているものといえる。かかる状況は、本件各年においても、おおむね同様であったものと認めるのが合理的である。
- 4 基準超過層（所得500万円超）における不均衡を是正するために扶養親族のある寡婦についても所得要件を設けるためには、その旨の立法的手当てをする必要があるところ、母子世帯における基準超過層の割合は近年でも2%未満であり、父子世帯における基準超過層の割合（約20%）に比べて顕著な差があること等に照らすと、30号イの寡婦のうち基準超過層にあるものについて、これを寡婦控除の対象から除外する旨の立法的手当てを行わず、母子世帯と父子世帯の総体的な租税負担能力の差異等を重視した制度を維持することにも、相応の合理性があったといえることができる。
- 5 令和2年税制改正によって扶養親族のある寡婦につき所得要件が設けられたことを考慮しても、改正前の本件規定における区別の態様が立法目的との関連で著しく不合理であったということとはできない。
- 6 以上によれば、本件規定が憲法14条1項に違反し無効であるとはいえない。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判28頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。